

## 新冠町アイヌ施策推進地域計画

令和2年6月30日認定

変更後					変更前				
3 アイヌ施策推進地域計画の目標 (1)～(2) (略) (3) 具体的な数値目標					3 アイヌ施策推進地域計画の目標 (1)～(2) (略) (3) 具体的な数値目標				
事業	(略)	(略)	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	(略)	事業	(略)	(略)	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	(略)
K P I			デマンドバス利用者数		K P I			デマンドバス利用者数	
令和2年度 (基準年度)			—		令和2年度 (基準年度)			—	
令和3年度			—		令和3年度			—	
令和4年度 (中間年度)			二		令和4年度 (中間年度)			<u>調査業務委託</u>	
令和5年度			<u>調査業務委託 (削除)</u>		令和5年度			<u>車両購入 実証実験</u>	
令和6年度 (最終年度)			600 人/年間		令和6年度 (最終年度)			600 人/年間	
*現在は、イチャルパ供養祭を1回、民族料理を2回、古式舞踊を2回披露している。					*現在は、イチャルパ供養祭を1回、民族料理を2回、古式舞踊を2回披露している。				

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) (略)

(2) 地域・産業振興事業

1. 事業内容：4-3に同じ

事業期間：令和5年度～令和6年度（事業スケジュールを添付）

事業費：85,000千円

(3) コミュニティ活動支援事業

1. 事業内容：4-4に同じ

事業期間：令和2年度～令和6年度（事業スケジュールを添付）

事業費：326,424千円

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) (略)

(2) 地域・産業振興事業

1. 事業内容：4-3に同じ

事業期間：令和4年度～令和6年度（事業スケジュールを添付）

事業費：85,000千円

(3) コミュニティ活動支援事業

1. 事業内容：4-4に同じ

事業期間：令和2年度～令和6年度（事業スケジュールを添付）

事業費：199,072千円

# 新冠町アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称  
新冠町アイヌ施策推進地域計画
  
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称  
北海道新冠町

## 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

### (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

新冠町におけるアイヌの人々が文献によって具体的に記述され始めるのは、寛文9（1669）年のシャクシャインの戦い以降である。アイヌの人々にとってシャクシャインの戦いは近世最大の事件であり、日高地方から全道へ拡大していった事件として広く知られており、本町はシャクシャインが殺害された地である。

明治6（1873）年の本町の様子については、泊津村15戸59人、高江村22戸96人、姉去村9戸47人、萬揃村7戸35人、滑若村15戸67人、大狩部村1戸10人、葉朽村5戸16人、受乞村7戸39人、元神部村9戸45人、比宇村7戸27人、合計97戸441人からなるコタンがあり、また本町内においてのアイヌ語の地名は、山河及び一部の橋梁名の呼称に留まっているが、町内の字名などはアイヌ語からの和名が数多く存在しており、今も人々の生活の中で生きている。

本町には、シャクシャインの殺害に関わる伝承など、未解明な部分の多いアイヌ文化の解明のために必要な、歴史に裏付けされた貴重な調査・研究資料が残されており、更には、毎年、地元のアイヌと道内のアイヌの人々によって、古式に則り厳かにイチャルパ供養祭が執り行われている地域であり、特徴的な面としては、アイヌの人々の自立意識が高い地域で、アイヌ文化などを観光化することなく、それぞれの生活、または家庭の中で脈々とアイヌ文化を受け継いできた地域でもある。

本町においては、昭和21年3月北海道アイヌ協会新冠支部が設立され、昭和36年に北海道ウタリ協会新冠支部に、平成26年には新冠アイヌ協会に名称変更し、これまでアイヌ文化の復興や伝承を図るとともに、事務所が所在する町民福祉会館を活動の拠点として、アイヌの民族衣装の展示や伝統的儀礼、舞踊の稽古などアイヌ文化等の発信を行ってきた。

また、新冠町教育委員会では、平成19年から小、中学生に対しアイヌの歴史や文化を学ぶための授業を定期的に行っているほか、新冠町郷土資料館においては、アイヌ関連資料や民具を展示するなど、アイヌの歴史や文化を学ぶ機会の充実が図られており、町民の関心は高まりつつある。

これら新冠アイヌ協会等による取組みにより、アイヌの歴史や文化を学ぶ機会は一定程度あるものの、アイヌ関連団体会員の高齢化や経済的理由により、文化伝承活動に専念することができないなど、アイヌ文化等の担い手が不足しており、次世代への円滑な継承が喫緊の課題となっている。

本町におけるアイヌ文化は、決して町民に広く普及しているとはいえない状況にあり、アイヌ文化を肌で感じることのできる機会を継続的に作っていくとともに、ここで暮らすアイヌを含む住民達が、日常的に、かつ、違和感なくアイヌ文化を受け入れることのできる環境整備が急務であると認識している。

また、観光客を受け入れるために、公共交通の充実や施設の整備を図ると共に外国人観光客等に対応するため、インフォメーション機能の充実を図る必要があると考えているところである。

#### \*アイヌ関連団体

- ・新冠アイヌ協会 (設立：昭和21年3月)
- ・新冠民族文化保存会 (設立：平成元年7月10日)

#### \*アイヌ文化等関連施設

##### 【コミュニティ施設】

- ・泊津生活館  
所在：新冠町字西泊津105番地の3  
現況：昭和39年11月建設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。
- ・共栄生活館  
所在：新冠町字共栄319番地の4  
現況：平成8年12月建設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。
- ・節婦生活館  
所在：新冠町字節婦町223番地の1  
現況：平成10年12月建設。地域に居住する住民の活動や老人クラブ活動等、地域住民の交流の場となっている。
- ・泉生活館  
所在：新冠町字泉34番地の1  
現況：平成15年12月建設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。
- ・新和生活館  
所在：新冠町字新和118番地の1、143番地の3  
現況：昭和43年9月建設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。

- ・大富生活館  
所在：新冠町字大富 7 5 番地の 2  
現況：昭和 4 4 年 1 0 月建設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。
- ・大狩部生活館  
所在：新冠町字大狩部 3 6 番地の 2  
現況：昭和 4 6 年 1 1 月建設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。
- ・古岸生活館  
所在：新冠町字古岸 1 0 5 番地の 3  
現況：昭和 4 7 年 1 1 月建設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。
- ・北星生活館  
所在：新冠町字北星町 1 6 番地の 5  
現況：平成 7 年 1 2 月建設。地域に居住する住民の活動や老人クラブ活動等、地域住民の交流の場となっている。
- ・若園生活館  
所在：新冠町字若園 6 2 番地の 3  
現況：昭和 4 8 年 1 1 月建設。地域に居住する住民の活動や交流の場となっている。
- ・東町生活館  
所在：新冠町字東町 1 3 番地の 9、1 3 番地の 1 7  
現況：平成 1 4 年 1 2 月建設。地域に居住する住民の活動や老人クラブ活動等、地域住民の交流の場となっている。

#### 【文化伝承施設】

- ・新冠町郷土資料館  
所在：新冠町字中央町 2 6 番地の 1  
現況：昭和 5 4 年 1 1 月建設。アイヌ関連の資料、民具の展示、アイヌ文化等の普及啓発に向けた展示会・講話等を開催している。
- ・新冠町民福祉会館  
所在：新冠町字本町 1 9 番地の 1  
現況：昭和 5 4 年 1 1 月建設。アイヌ文化の保存と交流の場となっている。

#### (2) アイヌ施策推進地域計画の目標

今を生きるアイヌの人々が誇りを持って地域で暮らし、アイヌ文化を次世代へ継承していくとともに、現代社会の暮らし方を尊重しつつ多様な文化と共生・共存しながらアイヌ文化を発信し、アイヌ関連の交流活動を活発化させ、創造的で魅力ある地域社会を築いていくことを目標とする。

### (3) 具体的な数値目標

事業	アイヌ文化の保存 又は継承に資する 事業	アイヌの伝統等に 関する理解の促進 に資する事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業	地域内若しくは地 域間の交流又は国 際交流の推進に資 する事業
K P I	アイヌの伝統的家 屋（チセ）観覧 来場者数	伝承活動（イチャ ルパ・民族料理・古 式舞踊等）実施回 数、参加人数	デマンド バス利用者数	多機能型交流施設 生活館利用者数
令和2年度 （基準年度）	—	—		実施設計委託
令和3年度	—	—	—	施設整備工事
令和4年度 （中間目標）	—	6回/年間 500人/年間	—	㊦1,000人/年間 ㊧2,500人/年間
令和5年度	調査業務委託 実施設計委託	7回/年間 650人/年間	調査業務委託	㊦1,300人/年間 ㊧2,750人/年間
令和6年度 （最終目標）	施設整備工事 300人/3カ月	8回/年間 800人/年間	600人/年間	㊦1,500人/年間 ㊧3,000人/年間

\*現在は、イチャルパ供養祭を1回、民族料理を2回、古式舞踊を2回披露している。

## 4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

### 4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

#### ① 伝統的なアイヌ文化の保存・再生事業

アイヌの伝統的家屋（チセ）を整備し、コタン等の再現を行い、文化伝承活動を支援する。また、伝統的文化活動を行う際に必要となるヤナギ、オオウバユリ、センキュウなど、自然素材の栽培・育成を再現する事業を実施する。

### 4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

#### ① アイヌ文化の体験交流事業

児童・生徒及び町民を対象とした自然素材の収穫や、料理教室の実施等アイヌ文化等の体験交流事業を新たに実施し、更にはアイヌ文化公演会を企画し開催することにより町民が、アイヌ文化に触れる機会を提供する事業を実施する。

### 4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

#### ① アイヌ文化のブランド化推進事業

アイヌ文化のブランド化の推進（コンサルタントからのデザイン提案）事業として、地域のアイヌ文様のブランド化を図る。地元のコンサルタントとアイヌ協会、事業者が協働しアイヌ文様を活用した商品デザインを考案し、商品の開発・販売を行う。

## ② デマンド交通運行事業

地域住民や観光客などが、気軽にアイヌゆかりの地やイベントなどに足を運ぶことができるよう、アイヌ文化の振興・普及啓発に寄与し、関連施設等を結ぶデマンド交通を運行する。

### 4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の推進に資する事業

#### ① アイヌ文化拠点空間整備事業

新冠町内各地区には、アイヌの人々との交流の拠点として、生活館が整備されており、日常的に文化伝承に関わる活動を含めたコミュニティ活動が行われている。

しかしながら、昭和40年代に建設された生活館も多く存在しており、老朽化が進んでいる。今後、使用状況等を勘案し、統合等の検討を進め耐震基準導入前の昭和56年以前に整備された生活館を中心に耐震改修、バリアフリー化等の改修を行う。

#### ② アイヌの人々と地域住民との交流の場の整備

アイヌ文化作品の展示及び保存機能とイチャルパ（供養）、ウポポとリムセ（歌・踊り・輪舞）、カムイノミ（神酒を神に捧げる儀式）などを伝承することができる機能をあわせもった多機能型交流施設（生活館）の整備を行う。

#### ③ アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習環境等の支援事業

町の学芸員が講師となつて行なっているアイヌ文化の継承等を担う人材育成のための授業などの支援を行う。

### 5 アイヌ施策推進地域計画の計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和7年3月31日

### 6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

#### (1) 文化振興事業

1. 事業内容：4-1及び4-2に同じ  
事業期間：令和4年度～令和6年度（事業スケジュールを添付）  
事業費：45,000千円

#### (2) 地域・産業振興事業

1. 事業内容：4-3に同じ  
事業期間：令和5年度～令和6年度（事業スケジュールを添付）  
事業費：85,000千円

#### (3) コミュニティ活動支援事業

1. 事業内容：4-4に同じ  
事業期間：令和2年度～令和6年度（事業スケジュールを添付）  
事業費：326,424千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に捧げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性 (第1号基準)

■ 4-1に記載する事業は、伝統的なアイヌ文化を次世代へ確実に継承することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-2に記載する事業は、地域におけるアイヌ文化の発信や地域の人々がアイヌ文化を体験することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-3に記載する事業は、アイヌ文化のブランド化やアイヌ文化を活用したビジネス展開およびアイヌ文化関連施設への交通環境を整備することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-4に記載する事業は、アイヌの方々のコミュニティ活動の支援や、活動環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者 (以下「反社会的勢力等」という。) も関与の可能性 (第2号基準)

新冠町が事業として実施する場合は、新冠町暴力団排除の推進に関する条例により暴力団等を契約の相手方から排除している。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること (第3号基準)

■ 事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、新冠町が事業の実施主体である。

■ 事業実施スケジュールの明確性

6で添付の事業スケジュールのとおり明確になっている。

■ 地域住民の意見聴取

計画策定にあたり、アイヌの人々をはじめ地域住民から意見を聞いたところ反対意見はなかった。



## 8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### (1) 目標の達成状況に係る評価の手法

アイヌの伝統的家屋（チセ）観覧来場者数、伝承活動実施回数および参加人数、デマンド交通の利用者数、多機能型交流施設（生活館）利用者数、生活館利用者数について、実績値を公表する。また（仮称）新冠町アイヌ政策懇談会（構成員：新冠町、新冠アイヌ協会、新冠民族文化保存会等）により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

### (2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度6月に新冠町アイヌ政策懇談会による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

### (3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、新冠町公式ホームページにて公表する。